

実施方針等に関する質問・意見回答書

1. 実施方針 に関する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	全般	-	-	-	この度の質問回答(実施方針、要求水準書) に挙げられていない内容において、以前の実施方針(令和3年8月12日公表) と今回の実施方針の記載内容が同じ場合は、貴組合ホームページ掲載の以前の実施方針の質問回答(令和3年9月10日公表) のご回答主旨が今回の実施方針にも当てはまると考えてよろしいでしょうか。	当てはまるとは限りません。
2	4	第2章	1	(6)	運営事業者として特別目的会社（SPC）の設立が求められておりますが、SPCから運営業務の委託を受けて運営業務を実施する構成員が直接貴連合と運営維持管理業務委託契約を締結するよう変更いただけないでしょうか。 DB0方式であっても、SPCを設立せずとも、要求水準書等及び特定事業契約に従い運営業務を履行することが可能で、国内実績もあり、本件のような100t/日未満の施設においては、経済合理性含め双方にメリットがあるため伺います。	入札公告までに検討し、決定します。
3	5	第2章	1	(11)	「運営・維持管理業務の委託期間は20 年間としているが、～広域連合の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、広域連合に引継ぐものとする。」とございますが、要求水準書(案)運営・維持管理業務編 P10 第1章 第4節 5 本事業期間終了時の引渡し条件を満たせば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	6	第2章	1	(12) 1) (7) ②	「広域連合が提示する調査結果以外に必要な事前調査」と記載がございますが、現時点でご想定 of 調査内容をご教示いただけますでしょうか。	建築確認申請時に必要となった場合の地質調査が想定されます。
5	6	第2章	1	(12) 1) (7) ⑥	近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）とは、「民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	6	第2章	1	(12) 2) (7) ①	貴連合または構成市町が行う業務のうち敷地造成工事について、「盛土の地盤強度」は令和3年8月の実施方針にてご回答ありましたように、土木工事関係共通仕様書（熊本県土木部）及び土木工事施工管理基準（熊本県土木部）の盛土規定の考え方より判断してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	6	第2章	1	(12) 2) (7) ①	貴連合または構成市町が行う業務のうち、敷地造成の「盛土の仕様について」人頭大を超えるような岩石など、工事に障害となるものは無いと考えて宜しいでしょうか。ある場合は別途精算対象と考えてよろしいでしょうか。	盛土材には指摘のような岩石は含みません。 現状において存在する三面張り水路のブロック積、水路底コンクリート、道路部コンクリート舗装、重力式擁壁、法尻部かごマットは残置のままですが、これによって精算はしません。
8	7	(13)	2)		運営・維持管理業務の対価として運営業務委託費を運営事業者に支払うと有りますが、支払いを平準化する考えは御座いますでしょうか、ご教示願います。	入札公告時の入札説明書等によります。
9	7	第2章	1	(14)	売電による収入は貴市に帰属するとありますが、売電先については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	提案を認めます。
10	7	第2章	1	(14)	売電収入は広域連合に帰属するものとすると思いますが、売電収入の帰属先を民間事業者とすることをご検討いただけないでしょうか。運営事業者に売電収入を帰属させて、最大化への責任を担わせることで、長期にわたる事業期間を通じて、本施設での売電量の最大化に伴い、売電に付随したCO2削減量の最大化を継続的に図り脱炭素化社会に貢献することができると思料します。	原案の通りとします。
11	12	第3章	3	(2)	各業務を行うものの要件の中で、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の該当する要件を満たすこととありますが、(7)においては該当する1社が①～④の全てを満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	12	第3章	3	(2) 2) (イ)	運営・維持管理業務を受託する企業が複数となる場合は、同一業務を複数の企業で実施するため、少なくとも1社が本事業の運営・維持管理業務を受託するものの①～④の要件を満足すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	12	第3章	3	(2) 2)	特定共同企業体にて施工を行う場合、土木建築工事時には土木建築担当構成員から監理技術者を専任し、後にプラント設備工事が着工する際にはプラント設備担当構成員から監理技術者を追加で専任すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	12	第3章	3	(2) 2)	プラント設備工事において、設計製作期間と工事期間で監理技術者の交代は認められますでしょうか。	認めます。
15	12	第3章	3	(2) 2) (7) ③	参加資格要件の(ア)の③に記載の「元請」とはJVの場合での元請実績もこの要件に合致するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	12	第3章	3	(2) 2) (ア) ③ ii	本施設と同様、エネルギー回収型廃棄物処理施設に併設された実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	12	第3章	3	(2) 2) (ア) ④	建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できることとありますが、その配置時期はプラント設備の建設工事着工時とすることをお認めいただけないでしょうか。	工事着工当初から配置して下さい。
18	12	第3章	3	(2) 2) (ウ)	設計・建設業務の建築物等の建設を行う者の要件に、地元企業を参加させる条件がございません。地域経済に貢献することは本事業の意義の一つであると思料しますので、構成市町内に本店・本社を持つ地元企業の参画を必須とする参加要件を追加することが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	入札公告時の入札説明書等でご確認ください。
19	12	第3章	3	(2) 2) (ウ) ②	本施設と同種または類似の建築物の施工実績を有することとありますが、一般廃棄物処理施設における完工実績を有すると理解すればよいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	14	5	(2)		落札者決定後は特別目的会社（SPC）を速やかに設立しなければならないと有りますが、運営開始の2～3ヶ月前では難しいのでしょうか、ご教示願います。	入札公告までに検討し、決定します。
21	16	第4章	4	(2)	地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮とありますが、ここでの地元企業とは、令和3年8月実施方針時にご回答ありましたように、構成市町に法人税を納めている企業または、構成市町の住民を雇用している企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	構成市町に法人税を納めている企業または、構成市町の住民を雇用している企業を地元企業と定義します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
22	添付資料-3				ストーカ焼却方式+灰資源化では、 ①焼却処理の資源化不適物 ②粗大ごみ、燃やせないごみの破碎・選別処理の不燃残さ ③資源物の選別処理の異物・不適物 については民間事業者にて最終処分可能なものがありますが、資源化不適物に該当するものを具体的にご教示いただけますでしょうか。また、本来資源化可能な資源物(灰・可燃残さ等)を不適物等と称し、単価の安い最終処分を前提に見積が可能であり、貴連合が目指す資源循環性に優れた施設整備に反する上、熔融方式との公平な競争が担保されない可能性があります。そのため、資源化不適物と称した資源化可能な灰や可燃残さ等の最終処分には何らかのペナルティを設けるべきと考えますがいかがでしょうか。	①焼却処理の資源化不適物とは、がれき、金属類等の不燃物、②粗大ごみ、燃やせないごみの破碎・選別処理の不燃残さとは、要求水準書(案)設計・建設業務編に示した「不燃・粗大ごみ処理系統」のシステムで不燃残渣として選別されるもの、③資源物の選別処理の異物・不適物とは、資源ごみとして収集されながら混入してしまう資源になり得ない明らかな異物（コンクリート片、岩石等）や極端に汚染さてた物質でで焼却できないものを意味します。 また、本来資源化可能な資源物(灰・可燃残さ等)を不適物等と称し、安易に最終処分側へ持ち込む提案は、非価格要素点の審査において、相応の評価を行う予定で、仮に運営期間中において最終処分に移行する事態となった場合には委託料の減額も視野に入れています。
23	添付資料-3				(2/2) 役割分担図<シャフト炉式ガス化熔融方式>では可燃残さ、不燃残さ問わず、選別残さの熔融処理・資源化を要求されているのに対し、(1/2) 役割分担図<ストーカ焼却方式+灰資源化>では不燃残さは民間事業者が確保する利用先に最終処分可能となっておりますが、後者の場合でも、不燃残さの減容化・資源化をすべきと考えます。すなわち、不燃残さ中にも水分および可燃分が含まれており、これらを焼却にリターンすることで不燃残さ中に含まれる可燃分等の減容化・資源化が可能になると考えます。貴連合の施設整備の基本方針である資源循環性に優れた施設の実現（および公平性の確保）のために必要な要件と思料しますのでお伺いします。	ご意見として拝見しておきます。
24	添付資料-4				住民対応リスクについて、「民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等に関するものとは、令和3年8月の実施方針にてご回答ありましたように、工事中の騒音・振動、濁水、粉じん等へのクレーム、計量受付時における接客態度へのクレーム、公害防止基準超過に対するクレーム、業務に従事する事業者が加害者となった事故等を想定すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	添付資料-4				不可抗力リスクとして「天災、暴動等の不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用」との記載がありますが、工期に関してもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力には新型コロナウイルス等の未知の感染症も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	工期に対しても協議の対象になり得ます。また、未知の感染症に関しては、その感染が社会的まん延に起因する場合と、作業員の不摂生に起因する場合では解釈が異なり、一概に定義できる内容ではありません。
26	添付資料-4				新型コロナ等の感染症は、令和2年4月17日付で国土交通省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（国土建第7号）に基づき、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、当該通達が見直された場合はや新規通達が発せられた場合はそれらによりま
27	添付資料-4				物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の算出について、プラントと土木建築は各々の物価変動状況が異なるため、各々に適した指標にて算出し、各々で分離して精算すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、適用する指標は協議により受発注者で同意出来たものとし
28	添付資料-4				リスク分担(案) 建設段階 物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用の増大(一定範囲を超えた部分)とありますが、一定の範囲を超えた部分の具体的な数値をご教示願います。	入札公告時に契約書（案）で示します。
29	添付資料-4				リスク分担(案) 運営段階 物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用の増大(一定範囲を超えた部分)とありますが、一定の範囲を超えた部分の具体的な数値をご教示願います。	入札公告時に契約書（案）で示します。
30	添付資料-4				ロシアによるウクライナ侵攻等の世界情勢影響により、国内物価は非常に高騰しており、極めて不透明な状況です。契約締結時までこのような未曾有の物価上昇が継続し、足下の物価水準が適切に契約金額に転嫁されない場合、過度な物価変動リスクを事業者が負担することになりかねず、応札そのものが困難となりかねません。また、過度な物価変動リスクが見積額に織り込まれることで本事業費が実態よりも割高になってしまい、将来にわたる貴連合のご負担が重くなってしまう懸念があります。そのような事態を回避し、適正な物価変動リスクの分担のもとで本事業を建設・運営する為、入札公告までに未曾有の物価変動に対する物価改定方法等につきご検討の上、お示しいただけないでしょうか。	入札公告までに検討し、決定します。
31	添付資料-4				ごみ搬入量が計画量を大幅に超え、受付などの増員、稼働率増加による想定外の設備劣化等による費用の増加が発生した場合は清算していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	変動費での精算の範疇を明らかに超えると判断された場合には、協議により別途精算することもあり得ま

2. 要求水準書(案) 設計・建設業務編 に関する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1					要求水準書(案)で質問をした内容が、(入札公告時に公表される要求水準書で記載の変更がなければ、(案)での質疑回答内容が、)入札公告時の要求水準書(設計・建設業務編)で有効との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	2	1	1	6	「(7)施設内の見学者動線は見学者が安全に見学出来るよう配慮し、見学先は、プラットホーム、ごみピット、焼却炉室、中央制御室、タービン発電機室、熔融炉室、資源物選別室等とすること。」とありますが、配置上見学者の寄付きが厳しい室は、モニターでの見学としてもよろしいでしょうか。	原則不可とします。
3	3	第1章	第1節	7 1) (1)	添付資料-2「地質調査結果」では、建設予定地の敷地面積17,750 m2内のボーリングデータが1点であり、支持層レベルが不明な点が多く事業者が杭長さを適切に見込むことが困難なため、開示するボーリングデータ数を増やしていただく、もしくは追加調査をご検討いただけませんかでしょうか。	弾性波探査資料を開示しますので申し出てください。 ただし、代表企業となるものに限ります。 なお、開示に際しては、当該資料の第三者への再開示を禁止するとともに、これを制約する書面の提出を求めます。
4	3	第1章	第1節	7 1) (2)④	「積雪荷重 20N/㎡（垂直最深積雪量20cm）」とありますが、降雪による除雪作業が発生する場合がありますと考えてよろしいでしょうか。その場合、実績における平均的な発生頻度(回/年)をご教示ください。	現在の本渡センターの実績では除雪作業したことはありませんが、凍結防止剤の事前散布を平均して年1～2回程度実施しています。
5	3	第1章	第1節	7 2)	日影規制について指定なしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	3	第1章	第1節	7 2)	(4)建蔽率、(5)容積率の記載がありませんが、指定なしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
7	3	第1章	第1節	7 5) (2)	接続点の水道本管口径およびポンプ等の増圧設備があればその仕様をご教示いただけないでしょうか。	受水槽には既存施設（本渡地区清掃センター）に送水する送水ポンプを敷地造成工事において設置します。この送水ポンプ仕様は別添資料1の通りです。
8	3	第1章	第1節	7 5) (2)	建設事業者が行う上水引き込み工事は、添付資料-1に示される「受水槽」以降との理解でよろしいでしょうか。その場合、往路となる進入道路への給水配管敷設も事業者範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	取合いは添付資料-1に図示した受水槽です。当該受水槽には既存施設（本渡地区清掃センター）に送水する送水ポンプを敷地造成工事において設置します。この送水ポンプ仕様は別添資料2の通りです。
9	5	第1章	第2節	1 1) (1)	エネルギー回収型廃棄物処理施設に示されている年間処理量には、シャフト炉の場合に実施方針添付資料-3 (2/2) に示される処理対象物である破碎不燃残渣が含まれていませんが、破碎不燃残渣処理量をご教示いただけますでしょうか。また、破碎不燃残渣も処理する場合、公称能力は増やさず、運転日数を増加させて処理を行うという理解でよろしいでしょうか。	残渣量は実績データがないため不明です。公称能力に対する考え方はご理解の通りです。
10	5	第1章	第2節	1 1) (1)	切断機能力および可燃性粗大ごみ貯留ヤードの計画に当たり、直接焼却に含まれる可燃性粗大ごみの量をご提示いただけないでしょうか。実績データがない場合は事業者にて想定してよろしいでしょうか。	実績データがないため事業者にて想定して下さい。
11	5	第1章	第2節	1 2) (1)	エネルギー回収型廃棄物処理施設に示されているごみ質は、直接焼却、処理残渣可燃物、し尿処理施設からのし渣・汚泥等を含むごみ質との認識でよろしいでしょうか。また、シャフト炉の場合、実施方針添付資料-3 (2/2) に示されるように不燃残さも処理対象物に含みますが、計画ごみ質には破碎不燃残渣は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。不燃残渣が含まれていない場合はそのごみ質を事業者にて設定するという事でよろしいでしょうか。	計画ごみ質は、過去の分析実績から得られた値であるため、直接焼却、処理残渣可燃物、し尿し渣・汚泥は反映されています。しかし不燃残渣はごみ質に反映していないため、事業者にて設定して下さい。
12	5	第1章	第2節	1 1) (1)	処理残渣可燃物（可燃残渣）には資源物の選別処理により発生する異物・不適物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、含まれる場合はその量をご教示ください。	異物・不適物は含まれません。その量は実績データがないため不明です。
13	6	第1章	第2節	1 2) (1)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質に記載の低位発熱量は、単位kJ/kgの方を正として考えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	6	1	2	1	2)計画ごみ質 (2)マテリアルリサイクル推進施設 白色発泡トレイ、発泡スチロール（※）印があり、資源化物ストックヤードにて保管のみとありますが、P9③、P169では加熱減容とあります。どちらで計画すればよろしいでしょうか。	加熱減容で計画して下さい。
15	7	第1章	第2節	5 1)	適正な操炉計画の立案のため、日量搬入量および搬入台数の実績データのご提示をお願いいたします。	集計作業が必要なため、入札公告時に再質問してください。
16	7	第1章	第2節	5 1)	委託収集車両に記載の10tパッカー車の主要諸元は事業者にて想定してよろしいでしょうか。 主要諸元：①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最小回転半径	現在10 tパッカー車での搬入実績は無く、将来的な対応としての要求です。したがって、標準値を仮定して下さい。
17	7	第1章	第2節	5 1)	前回実施方針時の質疑回答より、将来的な10tパッカー車での搬入を予定されているとのことでしたが、10tパッカー車で搬入されるごみは、直接焼却ごみおよび燃やせないごみのみと理解してよろしいでしょうか。 また、10tダンプ車、8tダンプ車（嵩上げ）も10tパッカー車と同様に直接焼却ごみ及び燃やせないごみの搬入に導入される予定と考えてよろしいでしょうか。	現在、構成市町にて、中継施設を整備する計画があり、当該中継施設からの搬入車両が10t、8tの車両となると想定されるため全てごみが対象となると考えて下さい。
18	7	第1章	第2節	5 1)	許可車両に記載の8tダンプ車（嵩上げ）の主要諸元は事業者にて想定してよろしいでしょうか。 主要諸元：①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最小回転半径	事業者にて想定してください。
19	7	第1章	第2節	5 1)	自己搬入車両が延べ最大150台／日とありますが、年末・年始、年度末、大型連休後を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、大型連休前、お盆の前後および定期点検明けも想定しています。
20	8	第1章	第2節	7 2) (1)	計装設備は分散型自動制御システム方式(DCS)と指定されておりますが、技術の進歩によりDCS同等以上の処理速度があり、メンテナンス性に優れたPLC計装方式を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
21	10	1	2	10	破碎基準で低速回転式破碎機400mm以下とありますが、後段に破碎機設置無い場合の破碎基準です。今回の計画は後段に高速回転式破碎機がありますので150mm以下であることが要求性能であると解釈できます。そこでP10での低速回転式破碎機の破碎基準（400mm以下）およびP26引渡性能試験、2破碎基準で低速回転式破碎機は除外いただければと考えます。ちなみにP159の単体機器の性能としては400mm以下とします。	原案の通りとします。
22	10	第1章	第2節	10 2)	P.6の搬入時荷姿および貴連合構成市町のごみ・資源物出し方カレンダーより、ペットボトルおよびプラマーク容器包装は折りたたみネットボックス、空き缶類はコンテナにて、全て袋がない状態でそれぞれ搬入されるものと思料します。そのため、P.10の破碎・除袋基準およびP.26の破袋・除袋基準は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、一般者の直接搬入および事業系搬入には一部袋での持ち込みも想定されます。
23	13	第1章	第2節	12 1)	処理後飛灰及び処理後溶融飛灰の基準の記載がありますが、資源化を行う場合は、記載の基準を適用しなくてもよい、という理解でよろしいでしょうか。一方、資源化先が何らかの理由で受入できなくなった場合のために設けられた基準という認識です。	ご理解の通りです。
24	21	第1章	第5節	3 2)	試運転期間に発生する飛灰や試運転初期の溶融物（スラグ、メタル）等については、運営・維持管理業務の資源化ルートではなく、必要に応じ最終処分も可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	23	第1章	第6節	2 2)	引渡性能試験方法の表中2排ガスにおいて、(2)測定回数が2回/箇所以上となっておりますが、2炉で2回/箇所（＝1回/箇所・炉）以上との認識でよろしいでしょうか。	1炉で2回/箇所です。
26	24	第1章	第6節	2 2)	焼却灰の溶出試験項目の記載がありませんが、資源化先が何らかの理由で受入できなくなった場合に備え、引渡性能試験では焼却灰は熱しゃく減量、ダイオキシン類に加え、処理飛灰や処理溶融飛灰と同様に溶出試験も必要との認識でよろしいでしょうか。	焼却灰については熱しゃく減量とダイオキシン類のみ必要です。
27	24	第1章	第6節	2 2)	引渡性能試験方法の表中3スラグ ダイオキシン類 (2)測定回数が他項目は2回に対して、本項目のみ3回となっております。3回とする意図があればご教授お願いします。	特別に意図するものはありません。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
28	25	1	6	2	2)「番号14 非常用発電機の引渡性能試験方法についてJIS B8009に準じる」とありますが、JIS B8009は往復動内燃機関駆動発電装置の性能及び構造規格で非常用発電機内の原動機規格と思われます。非常用発電機のその他性能規格については公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、日本内燃力発電設備協会、日本電機工業会等の規格に準じることでよろしいでしょうか。また現地試験としては消防用設備等試験結果報告書の様式に準じた試験方法を行い、使用開始前の消防検査の合格をもって性能試験に代えるものと考えてよろしいでしょうか。	ご提案の規格に加え、電気規格調査会規格にも準じることとします。
29	25	1	6	2	「使用前安全管理審査の合格」は、第三者機関による審査の適合判定をもって性能試験に代えるものとして考えてよろしいでしょうか。	第5 1 条又は第5 5 条及び電気事業法施行規則に基づき、国又は法第6 9 条に基づき経済産業大臣に登録した安全管理審査機関とします。
30	29	第1章	第7節	1 2) (2)	防水工事等の保証期間は「建築工事共通仕様書（最新版）」を基本とありますが、保証期間の記載は無いようなので、防水工事については10年の保証期間と考えてよろしいでしょうか。	当該仕様書に保証期間の記載がないのは承知しています。10年と考えて頂ければ問題ありません。
31	32	第 1 章	第 8 節	4 1)	工事範囲外である敷地造成及び進入道路工事(令和6年3月完了予定)の設計図面は令和3年8月の実施方針後の申し出により受領したものと変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	32	第 1 章	第 8 節	4 1)	別途実施される敷地造成及び進入道路工事の工事工程をご教示ください。	別添資料2 参照
33	32	第1章	第8節	4 2)	電波障害対策工事は工事範囲外とされていますが、電波障害調査も事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	32	第1章	第8節	4 1)	「工事範囲外に 1)敷地造成及び進入道路工事」がありますが、別途工事で行われる造成工事に於ける盛土部等の圧密などに起因する舗装の沈下等は、契約不適合責任の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	41	第1章	第12節	3 5) (2)	ボイラ・タービン主任技術者は、前回実施方針の質疑回答より、「監督官庁（経産省）への「工事計画書」の提出と施工及び施工管理において支障が無い場合」においては電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解でよろしいでしょうか。	「監督官庁（経産省）への「工事計画書」の提出と施工及び施工管理において支障が無い場合には問題ありません。」
36	41	第 1 章	第12節	4	負担金について電気、電話のみ記載がありますが、水道に関する負担金はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	41	第 1 章	第12節	4	電力、電話の取合点は場内第1柱、上水の取合点は受水槽との理解でよろしいでしょうか。雨水の取合点は2021年8月の実施方針後の申し出により受領した図面に記載の17,750㎡の敷地の北側角部との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	41	1	12	4	「本施設に関する電力及び電話等の取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金については、建設業者の負担（電気の引込工事負担金は広域連合様負担）」とありますが、電力会社（又はNTT電柱）電柱取合点をご教示願います。構内第一柱については要求水準書添付資料-1建設予定地平面図記載の位置で計画します。	電力は添付資料-1の場内第一柱です。 電話については定めていませんが、電力取合い点と同位置になる見込みです。
39	44	第2章	第1節	2	「屋外となる外装材は、ステンレス鋼とする。」とありますがP.47には「溶融亜鉛めっき製」と記載されています。どちらでも可という認識でよろしいでしょうか。	屋外における防熱、保温の外装材はステンレス鋼として下さい。
40	44	2	1	3	配管材料選定表（参考）は、実施設計時にて使用目的に応じ協議頂けるものと解釈して宜しいでしょうか。	協議の対象です。
41	46	第 2 章	第 1 節	6 1)	建築設備耐震性の甲類については、耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とするものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	46	2	1	6	「1)本施設の耐震安全性の分類は、【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）】より、構造体をⅡ類（重要度係数1.25）、建築非構造部材をA類、建築設備を甲類とすること。」とありますが、建築非構造部材と建築設備は、設計水平震度のみを要件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	46	2	1	6	「1)本施設の耐震安全性の分類は、【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）】より、構造体をⅡ類(重要度係数1.25)、建築非構造部材をA類、建築設備を甲類とすること。」とありますが、重要度係数1.25は付属棟（計量棟、ストックヤード棟、屋外トイレ等）は除くものとしてよろしいでしょうか。	除きません。
44	46	第 2 章	第 1 節	6 6)	感震器は事業者の実績から1か所の設置とさせていただけないでしょうか。	不可とします。
45	49	第2章	第2節	2-1 3) (1)	プラットホーム幅員(有効)20 m以上とありますが、安全性を確保し車両軌跡を示して問題ないことを前提に、幅員は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
46	50	2	2	2	プラットホーム出入口扉の型式は、開閉時間が短いスパイラルシャッター方式としてもよろしいでしょうか。	原案の通りとします。
47	50	2	2	3	開閉時間〔開10秒以内、閉15秒以内〕とありますが、15秒以内としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
48	52	第2章	第2節	4 (4)	ごみの展開検査は、ごみ中の危険物・処理困難物などの除去作業を考慮してパッカー車から複数回に分けて投入するものと理解してよろしいでしょうか。また、投入量は2tパッカー車のごみを1回で投入できる量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	53	第2章	第2節	6 1)	形式に記載の[水密鉄筋コンクリート造]として、P.200に記載のように、水密性の高い密実な鉄筋コンクリート造を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
50	64	第2章	第4節	1 5) (5)	シャフト炉ではごみ投入ホッパへのごみの投入はバッチ式であり、ブリッジ検出は不要となるため、レベル指示計の設置は実績に基づいた事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
51	72	2	5	1	「(5)ボイラ鉄骨は各缶独立した構造とし…」とありますが、ボイラを焼却炉本体の直上に設置するため、炉鉄骨と兼用も可と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	72	第2章	第5節	2 1)	発電量最大化の観点からスートブロワ以外の蒸気を使用しない方法でも実績があれば採用させていただく提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
53	73	2	5	2	「スートブロワ作動時、発電量への影響を極力避けるため、アキュームレータ等を設けるなど、考慮した装置とすること。」とありますが、スートブロワの方式を蒸気式及び槌打式以外の圧力波式等をご提案してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
54	77	2	5	7	導電率計の形式に[白金黒電極式導電率計]とありますが、検出部電極材質について、白金黒電極は機械的強度が弱く、汚れが付着しやすいことから、交流2電極式でSUS製の電極を提案して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
55	77	2	5	8	低圧蒸気だめは、減圧後使用する箇所が少ない場合は、設置しないことも含め提案させていただいても宜しいでしょうか。	原案の通りとします。
56	80	2	5	12	純水タンクの主要材質は[SUS304またはFRP]とありますが、SUS304に比べ耐食性に優れたSUS444を提案して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
57	83	第2章	第6節	2 2-1 4)	付属品 バイパス煙道〔 〕は、必要に応じて設置すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	84	第2章	第6節	3 3-1 3)	ろ過式集じん器入口のHClとSOx濃度が指定されていますが、シャフト炉の場合、熔融物の粘性を下げるためにシャフト炉にて添加する石灰石の副次的効果により、ろ過式集じん器入口のHCl, SOx濃度を低くすることができます。そのため、シャフト炉の場合はHClとSOx濃度は事業者実績に基づいて設定させていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
59	87	2	7	1	運転方式に単独運転とありますが、自立運転と読みかえて宜しいでしょうか。	読み替えて下さい。
60	87	第2章	第8節	1 1-1	3) (8) ①「逆送電の可否 可」とありますが、電力会社との協議により送電線関係において制約はないものと考えてよろしいでしょうか。また、逆送電の最大量に制限あればご教示いただけませんかでしょうか。	協議済みであり、制約はありません。
61	87	2	7	1	エネルギー回収率確保のため、選択肢として生活排水のみ場外放流としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
62	88	第2章	第8節	1 1-2	「3) (2) 力率 〔0.9〕」とありますが、非常発電機との連携などを考慮して力率は0.8としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
63	88	2	7	1	発電機の力率について0.9の記載がありますが本施設計画では非常用発電機との連系システムとなるため非常用発電機の一般的な力率にあわせ0.8（80％）としてよろしいでしょうか。一方、132頁 6 タービン発電設備 力率の記載は【 】%の空欄になっておりますので建設事業者の提案に委ねるものと解釈してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
64	90	第2章	第8節	3 3-1	シャフト炉では空気予熱の代わりに酸素付加することで燃焼温度を高めているため、空気予熱器を設置していない施設でも問題なく運転可能で、多数の運転実績があります。空気予熱器は「(必要に応じて設置)」としていただけませんかでしょうか。	提案を可とします。
65	91	2	8	6	「減温塔以降の煙道材質は耐硫酸露点腐食鋼とすること。」とありますが、これは排ガス中の有害ガス除去処理前（薬剤吹込み前）の煙道（減温塔～集じん装置入口まで）に耐硫酸露点腐食鋼を採用すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	94	2	9	1	灰冷却装置は、水封式コンベヤ方式を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
67	113	第2章	第11節		水槽類やポンプ類の仕様については、工場棟内への給水に支障のないものとするを条件に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
68	113	第2章	第11節		「生活用水は上水、プラント用水は上水を使用すること」とありますが、上水の使用量制限がある場合は、使用可能量をご教示ください。	別添資料1に示した送水ポンプの能力が律速となります。
69	114	2	11	2	「上水が断水しても7日分以上の運転継続ができる容量」とありますが、7日分以上はプラント用の受水槽のみに適用し、生活用水受水槽の容量等は水道課との協議により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	115	2	11	4	機器冷却水冷却塔 5) 特記「(1) 冷却ファンは複数台設置すること。」とありますが、インバータによる回転数制御を行う場合は、冷却ファンの設置台数を1基としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
71	117	第2章	第12節	1 1-1 1)	構造に記載の[水密鉄筋コンクリート造]として、P. 200に記載のように、水密性の高い密実な鉄筋コンクリート造を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
72	117	2	12	1	「ごみピット排水は、一旦ごみ汚水貯留槽に貯留された後、炉内噴霧によって蒸発酸化処理するものとする。」とありますが、P8⑧排水処理設備 「ごみ汚水：ごみピットへ」とありますので、ごみピット排水の処理設備は、ごみ汚水のごみピット返送方式に必要な機器構成としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
73	117	2	12	1	1-2 ごみピット排水移送ポンプ 1) 型式〔カッタ付水中ポンプ〕とありますが、ごみ汚水送水系統に多数の採用実績があるグラインダー水中ポンプ（破砕機構付き）を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
74	127	2	13	1	「(6) 操作回路 直流について100V」とありますが、一般的にPLC入出力回路で使用する直流24Vも含めてよろしいでしょうか。（マテリアルリサイクル推進施設も同様）	提案を可とします。
75	129	2	13	3	電力監視設備については中央制御装置 オペレータコンソール（141頁 5-2）での集中監視方式でご提案することよろしいでしょうか。	提案を可とします。
76	129	2	13	4	低圧配電設備の200V動力主幹盤の電圧が200Vとありますが、高圧変圧器（200V級）の仕様は6600/210Vが標準仕様（JIS規格：JIS C4306）になりますので200Vは210V用動力主幹盤としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
77	130	2	13	5	動力制御盤において形式：鋼板製屋内閉鎖自立形コントロールセンター（JEM-1195）とありますが、制御回路は用途別にシーケンサを設け制御回路を構成し、遠隔監視、運転システムとは通信にて接続します。機能動作が同等で、省スペース性、維持管理費に優れた集合電磁盤(JEM-1265-CX)を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
78	133	2	13	6	6-4 タービン起動盤の4) 特記「余剰電力は電力会社へ送電すること。」とありますが、電力会社への逆潮流は可能と電力会社協議済と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
79	135	2	13	8	直流電源装置の仕様 4) 蓄電池 (2) 容量について (1時間率) となっていますが、所轄消防へ届出対象となる蓄電池設備設置届の計算に必要な10時間率 (鉛蓄電池) での容量記載としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
80	135	2	13	8	交流無停電電源装置の仕様 3) 主要項目 (1) 入力電圧についてDC100V (停電時)、AC100V (通常) と記載されていますが入力電圧として汎用性の高いAC210V電源を採用してよろしいでしょうか。停電時は停電発生から非常用発電機起動までの40秒程度の間のみ本装置のバッテリー給電にて各制御電源のバックアップを行います。非常用発電機稼働後は非常用発電機より210Vの電圧にて交流無停電電源装置へ供給しますので通常給電 (バッテリー給電から通常給電) となります。	提案を可とします。
81	143	第2章	第14節	6 6-1 4)	(3) 「データを保存する期間は20年間とする。」とありますが外部媒体 (DVD等) での保管も可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
82	148	2	15	5	5-6 公害モニタリング装置 4) 特記 (1) において設置場所は玄関内 (ロビー等) とするとの記載がありますが屋内へ設置する計画としてよろしいでしょうか。屋外の場合はSUS製の盤で計画しますが屋内へ設置の場合はモニタ (60インチ程度) へ表示する計画でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	150	2	16	2	プラットホーム出入口扉の型式は、開閉時間が短いスパイラルシャッター方式としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
84	150	第2章	第16節	2 2-1 3) (1)	プラットホーム幅員 (有効) 20 m以上とありますが、安全性を確保し車両軌跡を示して問題ないことを前提に、幅員は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
85	155	第1章	第16節	7 7-3 1)	白色発泡トレイ、発泡スチロール用の受入ヤードは、容量を確保できることを前提として、必要に応じて2方壁とすることで小型重機で2方向から寄付くことが可能となり、作業性の向上が期待できます。3方壁でなく2方壁としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
86	157	第2章	第16節	8 6) (3)	区画ごとに電動シャッターを設けることとありますが、故障等の懸念が少ないオーバースライダーや軽量シャッター等の手動シャッターを提案してもよろしいでしょうか。	消防法や建築基準法に問題なければ提案を受け付けます。
87	157	第2章	第16節	8 6) (6)	ヤード内には換気設備を設けることとありますが、ヤード貯留物に起因する臭気や粉じんの懸念があるため、換気設備については無しとすることをお認めいただけないでしょうか。	作業環境測定を年2回実施することから粉じんなどで環境区分に影響がなければ問題ありません。
88	177	2	23	4	排風機は、脱臭用排風機と兼用としてよろしいでしょうか。また、排風機の後段に脱臭装置を設置する場合には、排気サイレンサを設置しなくてもよろしいでしょうか。	不可とします。
89	180	2	25	2	プラント排水移送ポンプ 1) 形式 [カット付水中ポンプ] との記載が有りますが、プラント排水系統において多数の採用実績がある汚水・雑排水用水中ポンプ (異物球状: 最大15mm送水可能) を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
90	181	2	26	1	マテリアルリサイクル推進施設の電気設備の電気方式について高圧配電6.6kVの記載がありますがエネルギー回収型廃棄物処理施設と合棟として計画する場合、高圧受変電設備も共用として計画してよろしいでしょうか。その場合、エネルギー回収型廃棄物処理より低圧配電でマテリアルリサイクル推進施設の各盤へ低圧配電を計画します。 (低圧配電設備も同様)	マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設を合棟で計画することは認めていません
91	189	2	27	6	エネルギー回収型廃棄物処理施設と中央制御室を同室として計画する場合、出力機器 (日報・月報作成用プリンタ及び画面ハードコピー用カラープリンタ) についてはエネルギー回収型廃棄物処理施設側のプリンタと共用する計画でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設を合棟で計画することは認めていません
92	189	2	27	6	6-3 データ閲覧端末についてエネルギー回収型廃棄物処理施設側のデータ処理端末と共用する計画でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
93	194	第3章	第1節	1 2) (2)	工事車両が通行できる往路・復路は現状復旧が必要とありますが、現状復旧する計画に必要な情報である、現計画における道路の形状や仕上状況、工事側で引き継ぐ時点での状況 (縁石や側溝、道路下埋設物の有無とその種類・範囲など) をご提示ください。	別添資料3参照 工事側で引き継ぐ時点での状況は、横断暗渠が敷設されており、路盤は路床まで完了しています。側溝や縁石は設置せず、施設工事の完了を見ながら当連合で、側溝や舗装を発注します。 全てを本施設工事着手前の状態に復旧してください。
94	195	第3章	第1節	1 3) (4)	貴連合監督員用仮設事務所の必要備品をご教示頂けますでしょうか。	連合監督員用としては不要です。
95	195	第3章	第1節	1 3) (1) ①	仮囲いとして高さ2mのフラットを施工することとありますが、強風に煽られる危険性があるため、フラット同等に第三者の進入を防ぐことが可能なメッシュシートによる仮囲いの提案をお認めいただけないでしょうか。	原案の通りとします。
96	195	第3章	第1節	1 3) (2)	工事中の給水の取合い点は添付資料-1に記載の受水槽、電気は電力会社と協議の上、事業者にて手配するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
97	197	第3章	第2節	1 9) (1)	作業日は原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする。とありますが、4週8閉所を原則とする理解でよろしいでしょうか。	原則は記載の通りですが、協議によるものとします。
98	197	3	1	1	「作業日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする。」とありますが、建設作業員の確保の観点より、土曜日の作業については柔軟な対応を願いたいと思います。	原則は記載の通りですが、協議によるものとします。
99	197	第3章	第1節	1 9) (2)	作業時間は、8時間労働+1時間休憩の前提で原則午前8時～午後5時とさせていただきませんか。	提案を可とします。
100	197	3	1	1	「作業時間は、原則として午前8 時30 分から午後5 時までとすること。」とありますが、建設作業員の確保の観点より、朝8時からの朝礼に続いての作業開始について柔軟な対応を願いたいと思います。	提案を可とします。
101	198	第3章	第1節	2 2) (2)	外周道路の有効幅員は車両の安全で円滑な通行を確保することを前提に、当社実績による提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
102	200	第3章	第2節	1 2) (1) ③ (c)	ごみピット・灰 (スラグ) ピットの隅角部は、弊社の設計施工実績に基づきピット底から高さ300 mm程度の範囲において隅切り等の形状を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
103	200	第3章	第2節	1 2) (1) ① (a)	ランプウェイの幅員は、車両の安全で円滑な通行を確保することを前提に、当社実績による提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
104	200	第3章	第2節	1 2) (1) ④ (d)	「ホップASTEージは、水洗を行える計画とすること。」とありますが、水洗を行う場所はP. 64に記載の水洗浄エリアと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
105	202	第3章	第2節	1 2) (6) ①	「誘引通風機、空気圧縮機は、原則として専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講ずること」とありますが、機器の防音対策を講じた上で建屋の防音機能を確保することで、専用室への収納は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
106	204	第3章	第2節	1 2) (11) ⑤	「見学者通路の有効幅員は〔2.5〕m 以上」とありますが、手すり等は除くとの理解でよろしいでしょうか。	手すりは除きますが柱型は除きません。
107	206	第3章	第2節	1 3) (8)	作業員関係諸室（手選別作業従事者用）は、必要なスペースを十分に確保することを前提に、運転員関係諸室と共用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
108	208	第3章	第2節	1 4) (1)	広域連合事務室の受付カウンターには、夜間の広域連合職員不在時に施設貸出業務等を行えるように事業者事務室等に連絡できるようにすることとありますが、前回実施方針の質疑回答「通常時において夜間業務はありません。災害発生時に避難者が訪れることを想定しています。原則的にそのような場合は広域連合職員が駆けつけますが、それ以前に避難者が到着することを想定しています。」にある場合を想定すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
109	212	第3章	第2節	1 5) (2) ④ (1), (3)	資源物ストックヤード棟にスラグとメタルが含まれていますが、スラグやメタルのヤードを設ける場合は、資源物ストックヤード棟とは別棟との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
110	213	第3章	第2節	1 5) (4)	駐輪場に関し駐輪台数をご教示願います。指定がない場合、事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案によります。
111	213	第3章	第2節	1 5) (3)	屋外トイレは工場棟プラットホームに設置するトイレにて代用することをお認めいただけないでしょうか。防犯の観点から、プラットホーム監視員等の監視の目が届くことが望ましいものと思料しお伺いします。	原案の通りとします。
112	220	第3章	第3節	1	別途工事で行われる造成工事で整備される地盤高は20.45～20.60mとあります。建設予定地と進入道路の接続部の仕上りレベルは20.45mとの理解でよろしいでしょうか。	進入道路接続部の仕上がりレベルは20.405mとなります。
113	220	第3章	第3節	1 1) (3)	法面の保護・仕上げの崩壊防止対策においては造成工事の範囲との認識でよろしいでしょうか。民間事業者の範囲の場合は、その仕様と数量をご提示願います。	敷地造成工事において整形した法面は敷地造成工事の所掌です。調整盤での残土処分により成形された法面は事業者で適切に整形・表層仕上げて下さい。
114	220	第3章	第3節	1 1) (2)	要求水準書(案)に記載の計画地盤高は造成工事完了後の地盤高さが記載されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
115	220	第3章	第3節	1 1) (2)	本事業の建設工事完了後の地盤レベルを計画地盤高に記載のTP+20.45～20.60にする場合、掘削土量および残土処分量削減のため、造成工事完了時の地盤高さを下げてくださいと協議をさせていただけないでしょうか。また、その場合に下げた地盤に雨水等が溜まらないように造成工事にて、仮設排水を設置していただくことをお願いいたします。	本事業落札者との契約締結後、設計協議の中である程度の要望には対応可能です。
116	220	第3章	第3節	1 1) (2)	造成工事完了後の地盤高さをTP+20.45～20.60とする場合は残土発生量を抑制するため、計画地盤高は事業者提案とさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	道路（往路）との摺り付けや造成盤外周の排水設備に支障のない範囲においてのみ可能です。
117	220	第3章	第3節	1 1) (2)	造成工事の造成完了レベルのうち、工事予定範囲及び工事で使用可能な範囲はTP+20.45～20.60と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	220	第3章	第3節	1	建築予定地の敷地境界線内側において、土壌汚染（自然由来含む）や地中障害などが発覚した場合は、別途協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、現況において存在する三面張り水路のブロック積、水路底コンクリート、道路部コンクリート舗装、重力式擁壁、法尻部かごマットは残置のままです。また、敷地造成工事で敷設する地下排水管はこの対象ではありません。
119	220	3	3	2	1). (2) 構内道路及び駐車場における設計CBR値において、造成工事後の基盤条件は、路床の条件を考慮した設計CBR3以上ある計画で造成されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
120	220	3	3	2	2)構内排水設備において、添付資料－1 建設予定地平面図における敷地境界線外への放流点をご教示ください。	敷地造成及び進入道路の設計図を開示しますので希望者は申し出てください。 ただし、代表企業となるものに限りです。 なお、開示に際しては、当該資料の第三者への再開示を禁止するとともに、これを制約する書面の提出を求めます。
121	223	第3章	第4節	1 1)	空調等の設計基準の内の、温度条件の外気等の設定については、建築設備設計基準（国土交通省大臣官庁官庁営繕部）に記載されている熊本の外気温等を採用してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
122	228	第3章	第5節	2 3)	工業用の昇降式の照明は、メーカーが生産を終了している場合が多いため、保守に支障のないよう配慮することを前提として、事業者提案とさせていただきませんか。	提案を可とします。
123	229	第3章	第5節	3 8) (1)	「敷地内各所に防犯カメラを設置し、リアルタイム及び録画映像を中央制御室及び管理棟広域連合事務室で確認できるものとする。」とありますが、P.140、P.187に示されるITVカメラで同様の目的を担える場合、兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
124	229	3	5	3	8) 防犯警備設備工事 敷地内各所の防犯カメラの確認場所として管理棟広域連合事務室及び中央制御室とありますが、中央制御室とは24時間運転員が勤務するエネルギー回収型廃棄物処理施設の中央制御室と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	230	3	5	3	9) 情報通信設備工事 (2) 『災害時以外は、多目的会議室、会議室、広域連合会議室（中）及び広域連合会議室（小）の有線LAN を使用できないよう対策すること。』とありますがどの様な目的に基づくものでしょうか。	入札公告までに再検討のうえ提示します。
126	230	3	5	3	9) 情報通信設備工事 (3) 見学者用のフリーWi-Fi エリアは見学ルート上のホール等と考えて宜しいでしょうか。	見学者ルートの全てを対象とします。
127	添付資料－1				建設予定地から県道本渡牛深線を新施設用の復路として整備される道路の計画幅員についてご教示ください。	別添資料3 参照
128	添付資料－1				既存施設付近から調整池に向かう排水路が、計画予定地を横断しています。造成に伴い、迂回又は暗渠等に切替えられると推察しますが、切替え後の排水路の位置等をご教示ください。	当該排水は地下排水設備となります。 別添資料4 参照

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
129	添付資料- 1				『敷地境界線』に囲まれたエリアが2ヶ所記載されています。 右側の敷地境界線に囲まれたエリアの造成高さは前回実施方針時の質疑回答の通り、往路の道路側溝に向かって0.5%で傾斜しており、20.60m～20.30mの範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	添付資料- 1				『敷地境界線』、『工事中使用可能』範囲（県道接続部）が、平面図に記載されています。 工事で使用して良い範囲について、上記2つ及び往路（バリケードまで）・復路以外にもあれば、図面等にてご提示いただけますでしょうか。	これ以外の用地について使用を希望する場合には、往路の県道接続部にも復路県道接続部と同程度の用地が提供できます。
131					添付資料-1の受水槽の位置は既設受水槽か又は、本施設用としての計画設置位置のことかご教授ください。既設受水槽の場合は図面等（水圧及びポンプ等の情報も含めて）をご提示願います。	計画位置です。
132					添付資料1 建設予定地平面図のCADデータをご提示頂けないでしょうか。	提示しますので希望者は申し出てください。 ただし、代表企業となるものに限ります。 なお、提示に際しては、当該資料の第三者への再開示を禁止するとともに、これを制約する書面の提出を求めます。

3. 要求水準書(案) 運営・維持管理業務編 に関する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	-	-	-	-	要求水準書(案)で質問をした内容が、(入札公告時に公表される要求水準書で記載の変更がなければ、(案)での質疑回答内容が、)入札公告時の要求水準書(運営・維持管理業務編)で有効との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	2	第1章	第1節	3	本業務対象施設の概要について、「9)進入道路（旧施設門扉まで）」とありますが、清掃程度との理解でよろしいでしょうか。	日常点検及び清掃と考えて下さい。
3	13	第2章	第2節	表2.1	第3種電気主任技術者について、電気保安協会等への業務委託が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	15	第3章	第3節		マテリアルリサイクル推進施設へ搬入された不燃・粗大及び資源物については、搬入後に処理不適物除去以外に選別、解体等の前処理作業は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。選別・解体作業が発生する場合は対象物の種別と量をご教示ください。	解体等の前処理作業は発生する場合があります。量などは調査中のため、入札公告時までに発表します。
5	17	第3章	第8節	1)	運営事業者は最終生成物等の資源化計画書を策定し、自らの責任で最終生成物の場外搬出を行うとともに資源化を行うとありますが、運営事業者は運営期間の20年間にわたり資源化義務があるという理解でよいでしょうか。（最終生成物等とは、焼却方式の場合は焼却灰（主灰）、飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等を言い、熔融方式の場合はスラグ、メタル、熔融飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等を言い、焼却（熔融）処理不適物は除くもの）	基本的にご理解の通りです。ただし、資源化を行う事業所が廃業若しくは倒産された場合は、他の事業所を探してください。複数年契約ができない場合は単年度契約でも探すよう努力をお願いします。当連合も処理業者を探すことを協力します。
6	32	第7章	第2節		植栽管理については、建設予定地の敷地境界線内の維持管理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。